

神奈川県庁内グリーン配送実施指針

1 目的

事業者の環境に配慮した取組みとして、低公害車の使用やエコドライブの実施を促進し、大気環境の改善や地球温暖化の防止を図るため、庁内グリーン配送を実施する。

2 定義

- (1) グリーン配送とは、低公害車の使用及びエコドライブの実施による環境に配慮した物品等の配送をいう。
- (2) 物品等の配送とは、購入又は賃借する物品若しくは廃棄物を自動車で運搬する行為をいう。
- (3) 自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうち、二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車を除く自動車をいう。
- (4) 低公害車とは、排出ガスを排出しない自動車又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。
- (5) エコドライブとは、アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した運転をいう。

3 対象業務

グリーン配送は、県の入札参加資格者名簿に掲げる営業種目のうち、別紙1の物品等の配送を行う67業務を対象とする。

4 適用範囲

神奈川県行政組織規則に規定する本庁機関及び出先機関、企業庁の本庁機関及び出先機関、議会局、教育局の本庁・教育事務所・学校事務センター及び教育機関、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会、収用委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局、警察本部及び警察署（以下「県の機関」という。）を適用範囲とする。

5 実施内容

上記3の業務を行う者（以下「グリーン配送業者等」という。）が県に物品等を配送するときは、低公害車を使用し、かつエコドライブを実施しなければならない。ただし、低公害車を使用できない正当な理由がある場合は、低公害車使用要請とすることができる。

6 実施内容の提示方法

- (1) 県の機関に属する所属長は、グリーン配送業者等と契約書を取り交わす場合、契約書又は仕様書にグリーン配送の実施内容を記載する。ただし、契約書及び仕様書に記載できない場合は、グリーン配送の実施内容を記載した文書をグリーン配送業者等に提示する。
- (2) 県の機関に属する所属長は、グリーン配送業者等と契約書を取り交わさない場合、グリーン配送の実施内容を記載した文書をグリーン配送業者等に提示する。

(附則)

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この指針は、平成31年2月26日から施行する。

別表1 物品等の配送を行う業務（67業務）

コード	営業種目	
00410	廃棄物処理の請負	
00420	運搬・保管の請負	
00415	クリーニングの請負	
00435	汚水処理施設等保守管理の委託	
00535	複写サービス提供業務の委託	
00555	樹木保護管理の委託	
00600	複写	印刷の 請負6 業務
00605	オフセット印刷	
00610	軽印刷	
00615	端物印刷	
00620	フォーム印刷	
00625	特殊印刷	
00630	書籍	物品の 購入等 55業 務
00635	機械工具	
00640	土木建設機械(除車両)	
00645	楽器	
00650	視聴覚機器	
00655	写真機器材	
00660	情報処理用機器材	
00665	事務機器	
00670	什器	
00675	文房具・事務用品	
00680	紙	
00685	印章	
00690	自動車	
00695	自転車その他の車類	
00700	自動車用品	
00705	医療機器	
00710	計測機器類（医療用を除く）	
00715	理化学機器類	
00720	時計・メガネ	
00725	寝具	
00730	縫製品	
00735	帽子類	

コード	営業種目	
00740	製靴	物品の 購入等 55業 務
00745	皮革	
00750	装飾・繊維	
00755	標章類	
00760	運動用品	
00765	看板	
00770	金物雑貨	
00775	業務用厨房機器類	
00780	通信機器	
00785	家庭用電気機器	
00790	産業用電気機器・資材	
00795	冷暖房機器	
00800	種苗飼肥料	
00805	農機具(除トラクター)	
00810	石油類(ローリー納め)	
00815	石油類(店頭販売)	
00820	その他の燃料	
00825	消防防災用品	
00830	医療用薬品・衛生材料	
00835	産業用薬品	
00840	船舶・航空機	
00845	水道用機器材	
00850	発電用機器材	
00855	警察用品(除:制服・制帽)	
00860	建物	
00865	記念品・贈答品	
00870	百貨店	
00875	福祉・介護用機器	
00880	教材・教具	
00885	工事用材料等	
00890	その他の物品	
00900	物件の借入れ	
00910	不用物品の買受け	